

事務連絡
令和2年11月2日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領」に基づく
市町村実施計画の策定期限の延長等について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）の規定に基づく住民接種については、「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領」（平成31年3月29日健発0329第39号厚生労働省健康局長通知。以下「実施要領」という。）を通知し、令和元年10月17日付け事務連絡の別添2「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領 Q&A」において、実施要領に基づく市町村実施計画を令和3年3月31日までに策定するようお示ししたところです。

今般、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（令和2年10月23日健発1023第3号厚生労働省健康局長通知）が発出されるなど、現下の新型コロナウイルス感染症対策への対応等の状況を踏まえると、市町村実施計画を期限までに策定できないことはやむを得ないと考えますので、当面は新型コロナワクチン接種に向けた準備等、新型コロナウイルス感染症対策を優先していただくようお願いいたします。

また、既に市町村実施計画の策定やその準備等を進めてきた市町村においては、これまでの準備等の成果のうち活用できるものについては、新型コロナワクチン接種を円滑に進めるため、積極的に活用いただくようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ等対策に係る住民接種の市町村実施計画の策定期限につきましては、おってお知らせすることとしています。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

担当者：竹下、谷口、星野

TEL：03-5253-1111（内線2093）

FAX：03-3506-7325